

佐賀県診療情報地域連携システム運営業務委託費用の負担に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、佐賀県診療情報地域連携システム協議会（以下「協議会」という。）が運営する佐賀県診療情報地域連携システム（以下「ピカピカリンク」という。）について、その安定的な利用を確保するために行われる佐賀県診療情報地域連携システム運営業務（以下「運営業務」という。）の委託費用の負担に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(運営業務の内容)

第2条 運営業務の内容は、次の通りとする。

- (1) 電話又はWebミーティングによるピカピカリンクの利用環境構築支援
- (2) 電話又はWebミーティングによるピカピカリンクの運用に関する相談対応
- (3) 電話又はWebミーティングによるピカピカリンクの操作説明
- (4) ピカピカリンクの安全管理
- (5) 定例会の運営
- (6) 協議会の運営補助
- (7) 前各号の業務に付帯する業務

(委託費用の負担)

第3条 協議会構成機関は、運営業務の委託費用について、その有する病床が200床以上である医療機関の1機関当たりの負担額とそれ以外の協議会構成機関の1機関当たりの負担額が2対1の割合となるよう分担を行うものとする。

- 2 運営業務の委託費用について、協議会が補助金の交付その他の支援（以下「補助金等」という。）を受けるときは、前項の分担については、当該補助金等を除いて算定する。
- 3 協議会構成機関が前項の補助金等の支出元であるときは、第1項の分担において、当該協議会構成機関を除く。

(負担見積額の提示)

第4条 協議会事務局は、毎年10月末を目処に、翌年度の運営業務の委託費用を積算し、委託費用を分担する協議会構成機関に対し、負担見積額を提示するものとする。

(負担額の通知及び納入)

- 第5条 協議会事務局は、毎年6月末を目処に、委託費用を分担する協議会構成機関に対し、当該年度の負担額を通知するものとする。
- 2 委託費用を分担する協議会構成機関は、前項の通知を受けた場合には、遅滞なく、負担額を納入するものとする。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、協議会の議決により別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年9月14日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、当面の間、一般社団法人佐賀県歯科医師会には運営業務の委託費用の負担は求めないものとする。